

3月10日
東京都平和の日

黙とうにご協力を

昭和20年3月10日の東京大空襲では、一夜にして約10万人ともいわれる尊い命が失われました。東京大空襲をはじめ戦災で亡くなられた方を追悼するとともに、世界の恒久平和を願い、1分間の黙とうをお願いします。

【日時】3月10日(土)午後2時
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

特殊詐欺根絶イベントin新宿

【日時】3月18日(日)
午後2時～4時
(午後1時30分開場)
【会場】四谷区民ホール
(内藤町87)



都内の振り込め詐欺等の被害は増加傾向にあり、区内でも多くの被害が発生しています。また、振り込め詐欺等は新たな手口が急増するなど、目を追うごとに悪質巧妙化しています。

振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、対策等を楽しみながら学べるイベントを東京都・警視庁・新宿区の共催で開催します。ひろみちお兄さん(佐藤弘道・写真)との詐欺予防体操や、四谷中学校吹奏楽部の演奏、実演劇、クイズ等があります。

【申込み】電話で3月16日(金)までに、東京都青少年・治安対策本部治安対策課 ☎(5388)2255へ。先着450名。

防災行政無線による J-アラート全国一斉試験放送



3月14日(水)
午前11時から

J-アラート(全国瞬時警報システム)の情報伝達訓練が実施されます。大きな音の試験放送が「防災スピーカー」から流れます。ご理解をお願いします。
【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。

試験放送の内容
▶「これは、J-アラートのテストです」(3回)
▶「こちらは、ぼうさい新宿です」
※始めと終わりにチャイム音が流れます。

J-アラート…弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、区市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

障害者福祉事業所ネットワーク しんじゅQuality ハンドメイドマーケット

「しんじゅQuality」(※)に登録する29施設のうち、10施設が出店する販売イベントです。ポップコーン・マフィンなどの食品や各施設の利用者手作りの雑貨、絵画作品等を販売します。点字体験やキーホルダー作りもできます。当日直接、会場へおいでください。

※しんじゅQuality…区内障害者就労施設等の利用者の就労機会・工賃向上を目指し、受注や商品開発等を共同で行い各施設のレベルアップを図る施設間ネットワーク



【出店団体】▶東京都盲人福祉協会「パイオニア」、▶工房「風」、▶高田馬場福祉作業所、▶(株)あしか、▶プラナ新宿、▶新宿生活実習所、▶シャロームみなみ風、▶結の会「オフィスクローバー」、▶東京ムツミ会「ファロ」、▶新宿福祉作業所
【協力】(株)丸井・新宿マルイ本館
【問合せ】区勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29、新宿ここから広場内) ☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。

都心共同住宅供給事業 住宅の共同建て替えを 支援します

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階) ☎(5273)3842・FAX(3209)9227へ。

●助成の概要

建築物の除去・整地、共同施設の整備にかかる費用の一部を一定の範囲で助成します。

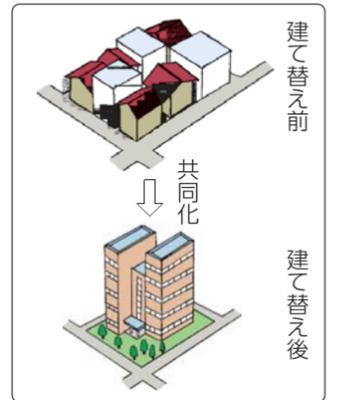
【対象】2年以上区内在住の地権者で、この事業による共同建て替え後も権利のある方

【選定方法等】応募のあった事業計画の中から地域特性や事業内容等を考慮し、補助対象候補の事業を採択します。その計画が、都の事業計画認定を受け、都と区の補助事業として決定した場合、助成を受けられます。

◎まちづくり相談員の派遣

専門知識のある「まちづくり相談員」が、それぞれの地区にふさわしいまちづくりについて助言し、安全安心なまちづくりに向けて共同建て替えなどを推進しています。地権者の皆さんが共同化を進めるための勉強会を行う場合などにご活用ください。

「土地が狭く、不整形だ」「道路に接していないため建て替えができない」などの場所を、隣同士が敷地を一体として活用し、共同で住宅を建て替える際に費用を助成します。応募要件等詳しくは、お問い合わせください。相談は随時受け付けています。



あなたのマンションは大丈夫ですか



分譲マンションの良好な居住環境を長く保つためには、定期的に修繕を行うなど、適切に管理することが必要です。

分譲マンションの維持管理は、区分所有者によって構成される管理組合の自主的な取り組みに委ねられることが基本です。区では、管理組合がその機能を十分発揮し運営できるよう、さまざまな支援をしています。マンションの維持管理や計画的な修繕のため、区の支援制度(右記)をご活用ください。いずれも無料で利用できます。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・FAX(3204)2386へ。

●ご活用ください● 分譲マンションの 管理のための 支援制度

こんな悩み・気になることはありませんか

- ★管理組合はあるが機能していない
- ★役員のみなり手がいない
- ★管理規約や使用細則がない
内容が現状に合っていない
- ★管理費、修繕積立金の滞納がある
- ★住宅宿泊事業(民泊)への
対応が分からない
- ★修繕積立金が計画的に積み立てられて
おらず計画修繕ができない
- ★居住者間のトラブルやマナー問題が
発生している

専門家(※)が 相談に応じます

※新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士、弁護士等の資格を持つ方)

マンション管理相談

新宿区マンション管理相談員が管理組合の運営や建物の維持、保全等の相談に応じます。相談の2日前(祝日等の場合はその前日)までに住宅課居住支援係へ電話で予約してください。

【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時～2時20分、午後2時30分～3時50分(祝日等を除く)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】区内の分譲マンションの区分所有者ほか

新宿区マンション 管理相談員の派遣

分譲マンションの管理組合等の総会・理事会・専門委員会など区分所有者が集まる場に派遣します。派遣希望日の2週間前までに、管理組合の理事長名で申請書を住宅課居住支援係に提出してください。

【内容】新宿区マンション管理相談員1名を、1回2時間派遣。派遣は同一マンションに付き年度内3回まで

セミナー・交流会も 開催しています

●マンション管理セミナー
建物の維持管理・管理組合の運営に関するセミナーです。話題の情報やセミナー参加者からのアンケートで要望の多い事柄をテーマに年2回開催しています。

●マンション管理組合交流会
管理組合同士の連携を強めるための交流会で年2回開催しています。テーマごとに4つの班に分かれ、新宿区マンション管理相談員をコーディネーターとして交えて交流・討論します。
※セミナー・交流会の日時等詳しくは、「広報しんじゅく」等でお知らせします(29年度の募集は終了しました)。